

令和6年12月2日

見附市議会議長 様

見附市議会議員 小坂井 哲夫

## 一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

【1】本町3丁目火災 被災者に寄り添った対応だったのか  
検証する

答弁を求める者 市長

1 8月22日に起きた本町3丁目の火災、被害を受けた建物19棟、そのうち全焼8棟、一部焼け4棟、ぼや7棟という火災がありました。

この火事で15人が被害に遭われ焼け出されました。

3ヶ月を経た今、被災された方は親戚を頼っての仮住まいや県営アパート民間のアパート、戸建ての借家などで生活されております。

私はこの火事で今後いつ起こるかわからぬ火災災害について、市がどう対応したのか、今後に何を生かすのか、この機会に検証しておく必要があると思い質問します。

市は緊急に避難所を開設しました。

(1) 避難所であった中央公民館での対応について

ア 職員の人的配置が避難所開設の訓練計画とおりできたのかどうか。

(職員、何名体制、昼夜の体制等)

イ 被災者に必要な生活物資、設備などが揃えられたのかどうか。

ウ 被災者からの相談などの対応がされていたのかどうか。

中央公民館は最後の被災者が8月28日に退去され、避難所は閉鎖となりました。被災者の方がたは自分で住まいを探され、生活の一歩を始められました。早速今抱えている問題を整理し、8月30日付で市長宛に「要望書」を届けました。区長宅に集って不安を出し合い、要望書を作成したこと。被災者の連絡先、現地の状況写真まで付けて届けられました。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



要望書の最初に書かれているものはガレキの撤去でした。そして焼け残った建物の解体処理でした。これから的生活を考えるとき、当然一番最初にやらなければならない事で、公的支援を望んでおられることは明白であります。生活再建にあたってまずガレキの撤去、その費用が心配であったと察するところです。

この要望を受けて9月3日付で市は要望にこたえる形で「本町3丁目火災処理に伴う市の支援について」文書の配布と共に説明会がもたれました。

(2) 説明があった市の支援についてお聞きします。

ア 今回「見附市災害救助条例」の市長特例を適用しない、との回答がありました。

見附市災害救助条例によれば適用は15軒以上が滅失の被害にあった場合とされているが、見附新聞社の資料によれば昭和46年以後の火災でも焼けた家15軒に満たない軒数であっても条例適用された事例は4件あります。この内3件は市長特例が適用されました。市長特例が認められ見附市災害救助条例が適用となればガレキの撤去は公費で行なうこととなり、被災者にとっては再建に向けた大きな希望となるものです。

平成11年12月、学校町での火災では市長特例が認められ、ガレキの去は公費で行なわれた。今回の火事はなぜ適用されなかつたのか。

イ 要望書に“まともに住める緊急避難所の提供”と言う事でアパートの提供を求められていました。市営アパートでは空き室があつてもエレベータ無しの3階4階でしか空きが無く、設備は電球が数個、風呂無し、冷暖房設備無し、給湯器無しであったと聞いています。これでは借りようとしても二の足を踏んでしまいます。まして高齢者ならばなおのこと。

災害避難で貸し出されるアパートは1年間の期限があります。緊急的短期間の滞在であつても人間らしく過ごせる居場所は必要です。市からの回答文書には災害時に迅速に対応できるよう市営住宅の初期設備の在り方など検討されると書かれてありました。どのように検討されているのかお聞きします。

私たち共産党議員団、共産党市委員会は被災者が今どのように生活され、どんな困難があるのか、また今後に生かすためにどのようなお考えがあるのか等お聞きするために被災者宅に訪問いたしました。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

出された感想・意見を述べます。

- ・市役所へ書類を提出に行くが受付が全く縦割りで、各書類の提出にあたっては窓口をいくつも回らなければならなかつた。
- ・焼け出されて頭の中が整理できていないのに、また何もかも焼けてしまった資料を揃えるのに時間がかかるのに 1 週間程度の期間で書類の提出が求められた。高齢者のみならず若い人にとっても本当にきつい。
- ・窓口では対応に長い時間がかかったり、明確な返答がない場面があつた。わかりやすい説明、丁寧な説明、確実な説明がほしい。時間が経てから訂正が求められる事があつた。
- ・ガレキ撤去にあたり費用が捻出できない。いただいた 100 万円ではどうにもならない。市の担当から金融機関から借りたり、親戚から借りればいいと言われた。親戚から簡単に借りられないし年金しか収入が無いのに金融機関が貸してくれるはずが無い。土地を手放すしかないと思っているが買ってくれる人がいるのか心配。とにかくガレキの処理が不安だ。
- ・ガレキや大型ゴミなど運搬費用が出せないとしたら小さく切ってマイカーで運べばいいと言われた。真意で言っているのか分からぬ。
- ・もう家を建てるこどくないと思っている。元の場所へは戻れないかもしれない。
- ・日用品全てを買い足さなければならぬ。想像以上の出費に驚いている。カード会社から本人確認の電話が来た。貸し付け枠の増額の提案もされた。
- ・支援を望むと “前例が無いので” とか “公平性が保てない” と言われる。何も言えない。諦めた。

このように市のいう「被災者にしっかり寄り添った支援」が被災者の望む支援とかけ離れている事が実態であります。

(3) 「被災者にしっかり寄り添った支援」についてお聞きします。

ア 被災者にとって行政が親身になって相談に乗ってくれることが一番の不安払拭の力となる。市長をはじめ担当課職員が親身に相談を受け入れる体制であったか。しっかり寄り添う支援であったと思うのか。認識をうかがいます。

イ 短時間でいくつも担当課窓口に出向いて書類の提出をしなければならない被災者。窓口実務での対応はしっかり寄り添う支援であったのか。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

認識をうかがいます。

今後火災が発生した場合、このような事態は必ず起こりうるものです。  
今後市の取るべき対応について。

(4) 火事も災害であるという認識を持つべきです。

火事での被災者は人的災害によって出されたものです。しかし焼け出された人にとってはその面積や焼失数に関わらず自然災害と同様家屋の損害、家財を含め大きな損失を伴うものです。場合によっては命さえも奪われるものです。火事について焼け出された住民にとっては、全くの災害であります。

「火事も災害である」について市長の認識をうかがいます。

(5) ガレキ撤去は復興の要です。公費での撤去が必要です。

市はあらたに「火災による生活再建支援補助金交付」を制定しました。災害救助条例と比較しての滅失軒数の数が少なくなったことは評価できますが、支援の額が今回の事例で分かるとおり低すぎます。また、災害救助条例並の支援が必要です。

被災者的心の重みであるガレキの撤去、公費支援で不安を取りのぞき復興への足がかりを早急につくる事は町づくり、コミュニティづくりの面から見ても重要です。

火事災害において“ガレキの撤去は公費で行なう”ことを強く望まれています。被災者に「しっかりと寄り添う」重要な支援ではないでしょうか。  
今後の対応に、市長の決断を強く求めます。

市長は、「ガレキ撤去は公費で行なう」ことの考えはありますか。